

# 日本体育大学受託研究・共同研究・奨学寄付金取扱規程

平成 29 年 4 月 1 日  
理事長制定

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、日本体育大学（以下「本学」という。）における受託研究、共同研究、奨学寄付金（以下合せて「受託研究等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (受入基準)

第 2 条 受託研究等は、本学の教育研究に有意義であり、業務に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り受入れることができる。

### (定義)

第 3 条 この規程において「受託研究」とは、本学において外部からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「共同研究」とは、本学の教員が外部機関の研究者と共通の課題につき共同して行う研究で、本学において外部機関から研究者及び研究経費を受入れるものをいう。

3 この規程において「奨学寄付金」とは、学術研究の奨励及び教育研究の支援を目的とする経費に充てるべきものとして、民間等から受入れる寄付金をいう。

### (決定)

第 4 条 受託研究等の受入れの決定に係わる決裁は、理事長が行うこととし、金額が 500 万円以下の場合は学長が行うこととする。以下、理事長及び学長を合せて「決定権者」という。

## 第 2 章 受託研究

### (申込み)

第 4 条 受託研究の申込みをしようとする委託者は、受託研究申込書に所定事項を記載し、本学研究担当代表者の属する研究室主任等を経由し、部局長の承認を得て、決定権者に提出するものとする。なお理事長が決定権者となる場合は、学長の承認を得るものとする。

### (受入れの決定)

第 5 条 決定権者は、受託研究申込書に基づき、研究の意義、業務への支障の有無等を総合的に判断し、受託研究の受入れの可否を決定する。

2 決定権者は、必要に応じ当該受託研究に係る研究担当代表者の意見を聴くことができる。

3 受託研究の受入結果については、研究活動委員会において報告をする。

### (受入等の通知)

第6条 決定権者は、前条により受入れの可否を決定したときは、受入れの可否を速やかに研究担当代表者及び委託者に通知するものとする。

(契約締結)

第7条 決定権者は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに受託研究契約書により委託者と受託研究契約を締結するものとする。

(研究期間)

第8条 受託研究の契約期間は、契約書に定める。

(受託研究費の納入及び受入)

第9条 委託者は、受託研究費を受託研究契約書に定めた期日までに、本学に納入しなければならない。

2 受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還する。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しない。

(受託研究費の額等)

第10条 受託研究費の額は、研究担当代表者による研究に必要な直接経費と本学の管理等に必要間接経費の合計額とする。

2 間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。ただし国、地方公共団体等からの受託研究で、これにより難しい場合は、この限りではない。

(契約の解除又は変更等)

第11条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託研究を中止し契約を解除することができる。

- (1) 委託者が受託研究費を定められた期日までに本学に納付しなかった場合
- (2) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託研究の契約を変更することができる。

- (1) 受託研究の遂行上、研究費の額を増額する必要がある場合
- (2) 受託研究の遂行上、期間変更を必要と認める場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合

(支出)

第12条 受託研究費は、当該研究の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(取得設備)

第13条 受託研究費により本学が取得した設備等は委託者に譲渡しないものとする。

(知的財産権の帰属等)

第14条 受託研究による発明等に係る知的財産権は、原則として本学に帰属するものとする。ただし、受託研究契約時に本学と委託者との協議により、その知的財産権の一部又は全部を委託者に帰属させることができる。

(研究成果報告)

第15条 本学は、受託研究が終了したときは、契約に定める期限までに研究経費の支出実績を含めた研究成果報告書を委託者に提出するものとする。

(秘密の保持)

第16条 本学及び委託者は、受託研究において知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

(研究成果の公表)

第17条 本学は、受託研究の成果を公表することができる。ただし、その公表が委託者の業務に支障を生じるおそれがあると認められる場合は、この限りではない。

(事務)

第18条 受託研究に関する事務は、総合スポーツ科学研究センター事務室において処理する。

### 第3章 共同研究

(申込み)

第19条 共同研究の申込みをしようとする外部機関の長は、共同研究申込書に所定事項を記載し、本学研究担当代表者の属する研究室主任等を経由し、部局長の承認を得て、決定権者に提出するものとする。なお理事長が決定権者となる場合は、学長の承認を得るものとする。

(受入れの決定)

第20条 決定権者は、共同研究申込書に基づき、研究の意義、業務への支障の有無等を総合的に判断し、共同研究の受入れの可否を決定する。

- 2 決定権者は、必要に応じ当該共同研究に係る研究担当代表者の意見を聴くことができる。
- 3 共同研究の受入結果については、研究活動委員会において報告をする。

(受入等の通知)

第21条 決定権者は、前条により受入れの可否を決定したときは、受入れの可否を速やかに研究担当代表者及び外部機関に通知するものとする。

(契約締結)

第22条 決定権者は、共同研究の受入れを決定したときは、速やかに共同研究契約書によ

り外部機関と共同研究契約を締結するものとする。

(研究期間)

第23条 共同研究の契約期間は、契約書に定める。

(共同研究費等の納入及び受入)

第24条 外部機関は、共同研究費を共同研究契約書に定めた期日までに、本学に納入しなければならない。

2 共同研究を完了し、又は共同研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、共同研究費に不用が生じ、外部機関から不用となった額について返還の請求があった場合には返還する。ただし、外部機関からの申し出により中止する場合には、原則として共同研究費は返還しない。

(共同研究費の額等)

第25条 共同研究費の額は、研究担当代表者による研究に必要な直接経費と本学の管理等に必要の間接経費の合計額とする。

2 間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。ただし国、地方公共団体等からの共同研究費で、これにより難しい場合は、この限りではない。

(契約の解除又は変更等)

第26条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究を中止し契約を解除することができる。

- (1) 外部機関が共同研究費を定められた期日までに本学に納付しなかった場合
- (2) 天災その他やむを得ない事由により、共同研究の遂行が困難となった場合

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究の契約を変更することができる。

- (1) 共同研究の遂行上、研究費の額を増額する必要がある場合
- (2) 共同研究の遂行上、期間変更を必要と認める場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由により、共同研究の遂行が困難となった場合

(支出)

第27条 共同研究費は、当該研究の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(取得設備)

第28条 共同研究費により本学が取得した設備等は外部機関に譲渡しないものとする。

(知的財産権の帰属等)

第29条 共同研究による発明等に係る知的財産権の持分については、本学又は外部機関に帰属する研究担当者の貢献に応じて本学と外部機関との協議の上定めるものとする。

(研究実績報告)

第30条 本学は、共同研究が終了したときは、契約に定める期限までに研究成果を含めた実績報告書を外部機関に提出するものとする。

(秘密の保持)

第31条 本学及び外部機関は、共同研究において知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

(研究成果の公表)

第32条 本学は、共同研究の成果を公表することができる。ただし、その公表が外部機関の業務に支障を生じるおそれがあると認められる場合は、この限りではない。

(事務)

第33条 共同研究に関する事務は、総合スポーツ科学研究センター事務室において処理する。

## 第4章 奨学寄付金

(申込み)

第34条 寄付の申込みを行う者（以下「寄付者」という。）は、奨学寄付金申込書に所定事項を記載し、以下決定権者に提出するものとする。

(受入申請)

第35条 前条による寄付の申込みがあったときは、当該奨学寄付金による教育研究を行う研究担当代表者は、奨学寄付金受入申請願に所定事項を記載し、部局長に提出するものとする。

(受入制限)

第36条 次の各号に掲げる条件が附されている奨学寄付金は、受け入れることができない。

- (1) 奨学寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲渡すること。
- (2) 奨学寄付金による教育研究の結果得られた知的財産権を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 奨学寄付金の使用について、寄付者が会計監査を行うこと。
- (4) その他、学長が教育研究上支障があると認める条件

(決定)

第37条 決定権者は、奨学寄付金申込書並びに奨学寄付金受入申請書に基づき、学術研究の奨励及び教育研究の支援への意義、業務への支障の有無等を総合的に判断し、奨学寄付金の受入れの可否を決定する。

2 決定権者は、必要に応じ研究担当代表者の意見を聴くことができる。

(受入等の通知)

第38条 決定権者は、前条により奨学寄付金の受入れを決定したときは、奨学寄付金受入承認書により部局長を経由して奨学寄付金受入通知書を寄付者に送付するものとする。

(奨学寄付金の額等)

第39条 奨学寄付金の額は、直接経費と本学の管理等に必要な間接経費の合計額とする。  
2 間接経費は、原則として直接経費の10%に相当する額とする。

(支出)

第40条 奨学寄付金は、当該寄付の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(事務)

第41条 奨学寄付金に関する事務は、総合スポーツ科学研究センター事務室において処理する。

## 第5章 雑則

(細則の制定)

第42条 受託研究等に関して必要な細則及び様式等は、学長の意見を聴いて理事長が定める。

(規程の改廃)

第43条 この規程の改廃は、理事会において行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「学校法人日本体育大学受託研究取扱規程」及び「学校法人日本体育大学外部機関等共同研究取扱規程」は廃止する。